

田村市復興推進計画

平成 30 年 10 月 19 日
福島県田村市

1. 計画の区域 田村市全域

2. 計画の目標

本市は、東日本大震災後の原発事故により、20 km 及 30 km 圏内での作付制限に加え、放射能汚染を懸念して自主的にコメ、野菜、葉タバコ、飼料作物等の作付を断念する農家が續出し、市内には、多くの不作付農地(耕作放棄地)が発生した。

現在でも、30km 圏内の人口の帰還率は81%に止まり、水稻作付状況で見る営農再開率は、20 km圏内で65.1%、20～30 km圏内でも66.9%に止まっている。また、本市全体の耕作放棄地面積は2,005haに上り、耕作放棄地率は40.7%と、県平均の2倍以上となり、高齢化や担い手の減少と相まって、地域農業の再生への道のりは大変厳しい現状にある。

このような中で、本市の農業を産業として復旧・復興し、地域を維持・発展させていくためには、いまだ根強い福島県産農産物に対する風評に負けず、売れる農産物を生産・販売する必要があることから、本市の中核的産業を担い得る企業の設備整備を支援することにより、農林水産業及び関連する産業の再生を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市における農林水産業及び関連する産業の再生及び雇用機会の創出を図るため、完全閉鎖型植物工場及び野菜加工場と研究施設の新設を行う企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

株式会社 WAGO グリーンプランニング（以下「対象事業者」という。）に対し、田村市都路町岩井沢において、完全閉鎖型植物工場及び野菜加工場と研究施設の新設を行うために必要な資金を金融機関が貸し付ける事業。

②貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

田村市の「田村市震災等復興ビジョン」（平成24年3月作成）においては、地域産業の再生のため、農業においては、「農作業受託組織や農業生産法人の設立及び企業の参入を促すとともに、認定農業者との連携を強め、大学や研究機関等の協力を得て新たな農産物の導入を検討し、田村ブランドの開発に努める。」とされている。また、福島県の「重点推進計画」（平成30年4月）では、本市を含む福島国際研究産業都市（福島イノベー

ション・コスト構想)で推進する取り組みとして、先端技術等の導入による新しい農業推進について、「放射性物質の影響を受けにくい施設園芸による安全・安心な農産物の生産を推進するとともに、ICT活用した温度、湿度等生育条件の管理や省力化に取り組み、地域実情に応じた新たな環境制御型施設園芸モデルを構築する」とされている。

対象事業者は、最新の自動搬送技術を応用した日本初の次世代型植物工場により、低生菌数の安全・安心な野菜(リーフレタス等)を低コストで生産・販売する計画であり、20名の新規雇用創出を予定している。

また、本事業では本市の気候や地勢に最適な農産物の生産のための研究施設も併設し、田村ブランドの野菜・果物等を開発することも目標としており、野菜等を中心として年間売上約50億円を誇る和郷グループの一員である対象事業者は、植物工場の運営の実績も有し、「あぶくま高原野菜」のブランドで生産振興を図っている本市の力強いパートナーとなり、地域の農業生産の中核となることが見込まれる企業である。

さらに、対象事業者の事業費は3,016百万円であり、本市の食料品製造業の設備投資平均額64百万円を上回っている。

以上より、対象事業者の行う事業は本計画の目標にある「農林水産業及び関連する産業の再生を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第2号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社常陽銀行、株式会社東邦銀行、株式会社足利銀行、株式会社大東銀行、株式会社福島銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金(3億円以上)を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給(法第44条の規定に基づく措置)

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者が本市に新設する完全閉鎖型植物工場及び野菜加工場と研究施設により、田村市震災等復興ビジョンに掲げる田村ブランドの農産物の生産につながり、地域農業の再生が図られる。

当該計画の実施により、対象事業者の操業が開始されることで、計画の区域内において、新たな雇用創出が期待されるとともに、農林水産業及び関連する産業の活性化にもつながることから、本市の復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力再生に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見聴取を行った。

また、田村市、株式会社常陽銀行、株式会社東邦銀行、株式会社足利銀行、株式会社大東銀行、株式会社福島銀行、対象事業者を構成員とする田村市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。